

南部町空き家バンクご利用案内



南部町空き家バンクとは

南部町内の空き家を売りたい・貸したい人と、空き家を買いたい・借りたい人をつなぐ制度です。

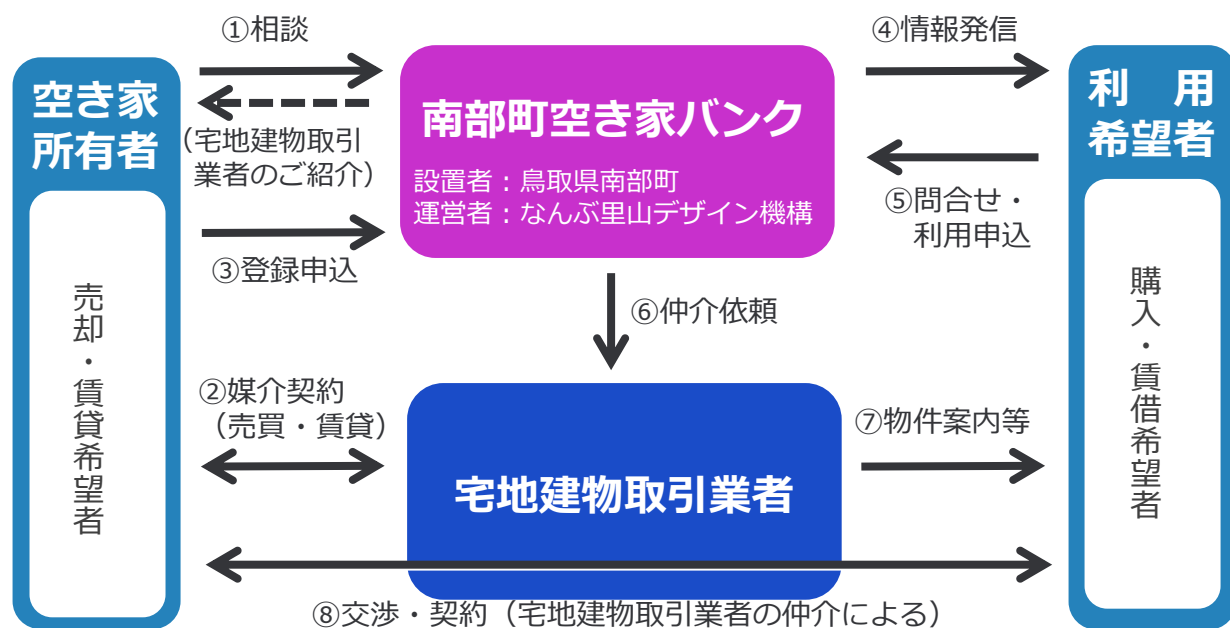
鳥取県南部町が設置し、NPO法人なんぶ里山デザイン機構が運営しています。

南部町空き家バンクの流れ

貸
売
り
た
い
人

借
買
り
た
い
人

- ①空き家を売りたい方・貸したい方（空き家所有者様）は、なんぶ里山デザイン機構にご相談ください。
- ②空き家所有者様は、宅地建物取引業者と媒介契約（売買または賃貸）を締結してください。（なんぶ里山デザイン機構で、契約を行う宅地建物取引業者のご紹介をすることも可能です。）
- ③空き家所有者様は、登録申込書等の必要書類（※1）を、なんぶ里山デザイン機構にご提出ください。
- ④南部町が書類の審査を行った後、なんぶ里山デザイン機構のウェブサイトや全国版の空き家バンク情報サイト等に掲載し、空き家を探している方々（利用希望者様）へ情報発信します。
- ⑤掲載されている空き家に関心のある利用希望者様は、利用申込書等（※2）を、なんぶ里山デザイン機構にご提出ください。
- ⑥なんぶ里山デザイン機構が、利用希望者様に対する空き家物件の仲介を、宅地建物取引業者に依頼します。
- ⑦依頼を受けた宅地建物取引業者、又はなんぶ里山デザイン機構が、利用希望者に空き家物件の案内等を行います。
- ⑧空き家所有者様と利用希望者様は、宅地建物取引業者を通じて交渉し契約を行ってください。



(※1) 空き家所有者様が登録申込の際にご提出いただくもの
・南部町空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）
・誓約書兼同意書（様式第2号）
・建物・敷地に関する所有者等が確認できる資料（登記簿等）
・媒介契約書の写し 等

(※2) 利用希望様が利用申込の際にご提出いただくもの
・南部町空き家バンク利用申込書（様式第7号）
・誓約書（様式第8号）

注意事項

- ✓ 南部町空き家バンクでは、円滑で安心な取引を行うために、宅地建物取引業者が空き家を仲介することとしています。
- ✓ 空き家バンクの登録や利用は無料ですが、成約の際は、宅地建物取引業者に対する媒介（仲介）手数料が発生します。
- ✓ 空き家バンクの登録期間は2年間です。（更新可）
- ✓ 南部町及びなんぶ里山デザイン機構は、空き家の売買・賃貸に関する交渉、契約等には一切関与しません。

【お問い合わせ】

NPO法人なんぶ里山デザイン機構
<https://www.nanbu-satoyama.jp/>

〒683-0212 鳥取県西伯郡南部町浅井938番地
TEL: 0859-21-1595 / E-mail : info@nanbu-satoyama.jp